

あきる野市民文化ホール指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市があきる野市民文化ホールの指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法、基準を示すものである。

1 審査対象団体

秋川キララホール運営共同事業体（株式会社コンベンションリンケージ及び株式会社NTTファシリティーズ。以下「共同事業体」という。）

※指定理由については、別紙「あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号による指定理由について」のとおりである。

2 施設の概要

(1) 施設名 秋川キララホール

(2) 所在地 あきる野市秋川一丁目16番地1

(3) 竣工時期 平成元年2月15日

(4) 規 模

建築面積 2,471.399 m²

延床面積 3,580.160 m²

(5) 構 造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造（地上4階建て）

(6) 施設内容

ア ホール

(ア) 収容人員 702人（固定席700席、車イス席2席）

(イ) 客席面積 391.5 m²

(ウ) 舞台面積 185.6 m²

(エ) 舞 台 間口16m・20m（可変）、奥行9m、高さ9m・13.5m（可変）

(オ) 吊 物 絞り緞帳、引割幕 等

(カ) そ の 他 16mm及び35mm映写機

イ その他施設

(ア) 楽屋（和室6畳・洋室8畳・洋室13畳）

(イ) 主催者控室（洋室4.5畳）

(ウ) リハーサル室（フローリング54畳）

(エ) ピアノ庫 21 m²

(オ) ホワイエ 330.1 m²、

(カ) 音響調整室 18.5 m²

(キ) 映写室 29.2 m²

(ク) 調光室 18.0 m²、

(ケ) ミーティングルーム

(コ) ラウンジ 等

ウ 建物周辺施設等

(ア) 秋川キララホール前庭（芝生地 約1,600 m²）

- (イ) 秋川キララホール出演者駐車場 (9 台)
- (ウ) 秋川キララホール建物周囲の緑地帯
- (エ) 立体駐車場等 (あきる野市中央図書館と共同で利用 無料)
 - a 立体駐車場 186 台 (障がい者用駐車スペース 5 台含む。)
 - b 平面駐車場 (マイクロバス等の駐車スペース)
 - c 駐輪場 75 台

3 指定管理者が行う管理区域の範囲

別紙管理区域図に示すとおりとする。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者業者が行う業務は以下のとおりとする。

- (1) 文化ホール及びこれに附属する設備の使用に関すること
- (2) 市民の文化活動を推進するための事業に関すること
- (3) 文化ホール及び附属設備等の維持管理に関すること
- (4) 委員会が必要と認める事業に関すること
- (5) その他指定管理を行う上で必要な業務に関すること

5 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで (5 年間)

6 指定管理者の指定管理料 5 年間

349,410,000 円

7 提出書類

現指定管理者は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則 3 条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、別途定める期限までに申請するものとする。

なお、提出する部数は、正本 1 部、副本 17 部とする。

(1) 指定管理者としての管理運営の状況について

- ア 現指定管理者の経営方針におけるこれまでの取組について (平成 25 年度から平成 29 年度)
- イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について (平成 25 年度から平成 29 年度)
 - (ア) 各種事業やサービス等の向上の取組
 - (イ) 収支予算書の決算状況など

(2) 事業計画書

- ア 施設の運営方針について
- イ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について
各種事業やサービス等の向上の取組など
- ウ 施設の管理運営について
事業計画書 (自主事業を含む)
- エ 人員体制について
 - (ア) 職員の配置計画

- (イ) 職員の研修計画
 - オ 収支見込について
 - 収支予算書（平成 30 年度から平成 34 年度）
 - カ 個人情報の保護対策及び情報公開について
 - キ 苦情処理体制について
 - ク 危機・安全管理体制について
 - ケ 地域や市内事業者、他施設等との連携について
- (3) 共同事業体の状況について
- ア 事業者概要（様式は任意）
 - (ア) 団体の沿革（時系列で記載し、事業内容も具体的に記載）
 - (イ) 代表者の履歴、役員名簿（他の法人との兼職者があるときは、その旨も記載）
 - (ウ) 団体の運営に関する資料（経営理念・方針、経営の効率化・透明性の確保、管理体制などが分かる内容のもの）及び施設管理運営の実績
 - (エ) 指定申請の日が属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - イ 定款・寄附行為、規約その他これらに相当する書類（様式は任意）
最新のもの
 - ウ 法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本等
法人の場合は現在事項全部証明書、法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の身分証明書（申請の日前 3 か月以内に発行されたもの）
 - エ 印鑑証明（申請の日前 3 か月以内に発行されたもの）
 - オ 財務関係書類（様式は任意）
指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去 3 か年の経営成績や財政状況等を明らかにするための財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに類する書類）
 - カ 納税証明書等
 - (ア) 法人税（法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の所得税の納税証明書）
 - (イ) 消費税及び地方消費税
 - (ウ) 法人事業税（法人格を有しない団体の場合は、必要なし）
 - (エ) 法人住民税（法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の個人住民税の納税証明書）
 - キ 労働保険に加入していることを証する書類（確定保険料若しくは概算保険料の申告書又は納付書のいずれかの写し（直近のもの））
 - ク 社会保険等に加入していることを証する書類（社会保険料納入証明書又は社会保険料領収書の写し（直近のもの））
 - ケ 就業規則（又は就業規則に準じるもの）

8 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

現指定管理者より、申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）をもとに総合的に審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、現指定管理者からの説明を 15 分間、選定委員会からの質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

9 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	共同事業体の経営方針におけるこれまでの取組について			
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3	施設の運営方針について			
4	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
5	施設の管理運営について			
6	人員体制について			
7	収支見込みについて			
8	個人情報の保護対策及び情報公開について			
9	苦情処理体制について			
10	危機・安全管理体制について			
11	地域や市内事業者、他施設等との連携について			
12	共同事業体の状況について			
評価合計				

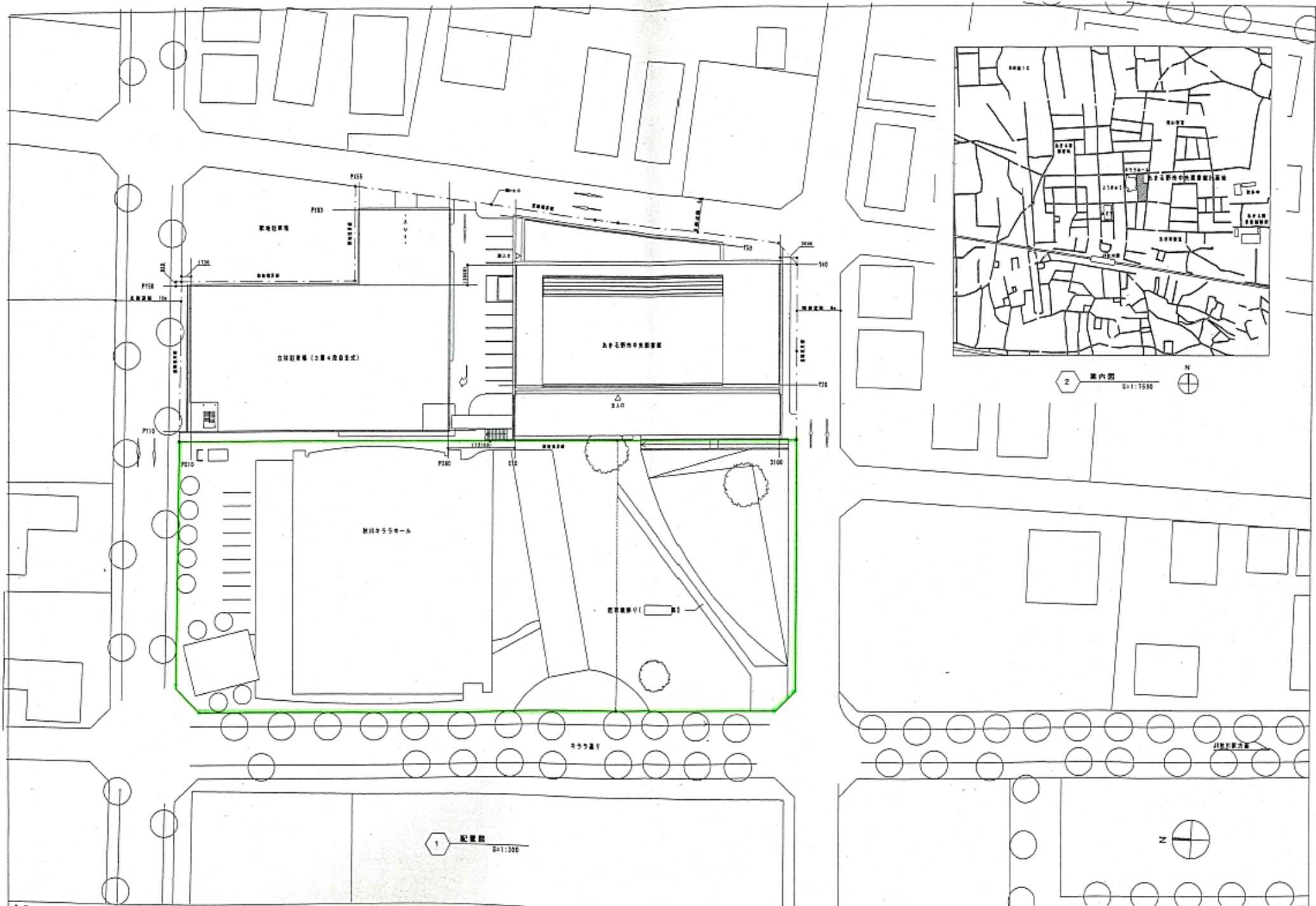
10 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると思われる場合には、共同事業体を候補者とする。

ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

11 審査結果

選定委員会の審査結果については、共同事業体に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。



1 配置圖 S=1:300

2 室內圖 S=1:750